

市報第15号 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告

<改正理由及び概要>

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部を改正する法律」が本年6月4日に施行され、国會議員の選挙等について、国が負担し市へ交付する選挙長等の職務のために要する費用の額が改定されました。これに伴い、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）により定めている選挙長等の報酬額を改定する必要が生じました。

7月に参議院議員通常選挙の執行が見込まれており、それまでに条例改正する必要があったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月13日、市長専決処分により条例改正を行いました。本議案は同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認をお願いするものです。

改正内容

国が定める単価が13%引き上げられたため、国に準じて、本市の報酬額を次のとおり改定しました。

職名	現行	改定後
投票所の投票管理者	日額 13,000円（職務時間内に交替する場合にあっては、13,000円以内で市長が定める額）	日額 14,700円（職務時間内に交替する場合にあっては、14,700円以内で市長が定める額）
期日前投票所の投票管理者	日額 12,000円（職務時間内に交替する場合にあっては、12,000円以内で市長が定める額）	日額 13,600円（職務時間内に交替する場合にあっては、13,600円以内で市長が定める額）
開票管理者	日額 11,000円	日額 12,500円
選挙長	日額 11,000円	日額 12,500円
投票所の投票立会人	日額 12,000円（立会時間内に交替する場合にあっては、12,000円以内で市長が定める額）	日額 13,600円（立会時間内に交替する場合にあっては、13,600円以内で市長が定める額）
期日前投票所の投票立会人	日額 11,000円（立会時間内に交替する場合にあっては、11,000円以内で市長が定める額）	日額 12,500円（立会時間内に交替する場合にあっては、12,500円以内で市長が定める額）
開票立会人	日額 10,000円	日額 11,300円
選挙立会人	日額 10,000円	日額 11,300円